

災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、寒川町域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、寒川町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する棺等葬祭用品の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の構成員は、本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（費用負担、価格の決定及び支払方法）

第6条 乙が実施した霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲乙協議の上決定し、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては防災主管課長、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会南関東ブロック長とする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部等に提供するものとする。

（通知）

第10条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等を図るため、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

（補償）

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合においては、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けた場合においては、その補償額の限度において災害補償の責めを免れるものとする。

（協議の実施）

第12条 甲乙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の期間は平成28年3月9日から適用し、平成29年3月8日までとする。ただし、甲又は乙及び丙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

（疑義等の解決）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 3月 9日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山1-6-5番地
寒川町

寒川町長 木村 俊 雄

乙 東京都港区新橋1丁目18番16号
日本生命新橋ビル9階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 齋 藤 齋